

第6回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年7月25日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時 令和6年7月25日（木） 午後2時00分～午後2時35分 2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室 3. 出席委員（19人） 会長：16番 興野 礼子 職務代理者：8番 黒須 明 委員：1番 大窪 克美、2番 仲澤 清一、3番 中村 東、4番 堀江 恒夫、5番 川上 恵、6番 小口 久男、7番 荒井 喜代子、9番 奥畑 智子、10番 小池 進、11番 檜山 徳夫、12番 田澤 稔、13番 滝 薫、14番 大森 浩之、15番 石川 翔平、17番 橋本 幸雄、18番 大野 悟、19番 大野 寛文 4. 欠席委員（0人） 5. 出席推進委員（4人） 9番 大森 悦郎、13番 大谷 頼正、14番 寺島 京子、16番 渡邊 修 6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 那須烏山市農用地利用集積計画（第272号）の承認について 日程第5 議案第4号 令和7年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望について 7. 農業委員会事務局職員 事務局長 森林 浩之、係長 中山 崇、主査 大橋 伴美	
事務局長（森林）	ただいまから令和6年第6回総会を開会いたします。初めに、興野 礼子 会長にご挨拶をお願いいたします。
会長（興野）	< 開会前のあいさつ >
事務局長（森林）	出席委員は、19名中19名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、興野会長をお願いいたします。
会長（興野）	直ちに会議を開きます。（ 午後 2時 00分 ） 議事日程の朗読をお願いします。
事務局長（森林）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。

事務局長（森林）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、議事録署名委員は 5番 川上 恵 委員、6番 小口 久男 委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と、大橋 伴美 氏 を指名いたします。 次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、3番 中村 東 委員にお願いいたします。
3番 中村 東 委員	7月16日、担当推進委員が申請人のため、寺島推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、麦、野菜。申請地には育苗ハウスを建てる予定。農業従事年数及び農業形態、約15年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台。取得地への通作距離、約0.3km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田1,023a、畑144a、計1,167a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号2番について、8番 黒須 明 委員にお願いいたします。
8番 黒須 明 委員	7月20日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、ブルーベリー、ミニトマト、小松菜、キャベツを作付予定。農業従事年数

(8番 黒須 明 委員)	及び農業形態、なし、家庭菜園経験はあり。非農家。農機具・家畜の保有状況、耕運機1台を導入予定。取得地への通作距離、約0m。隣接地の空き家を購入予定。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号3番について、19番 大野 覚文 委員をお願いいたします。
19番 大野 覚文 委員	7月19日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、梨、ニンジン。農業従事年数及び農業形態、約16年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター3台、スピードスプレヤー1台、フォークリフト1台。取得地への通作距離、約0.3km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田376a、畑67a、計443a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	推進委員の方で、ご意見等ありますか。
14番 寺島 京子 推進委員	特にありません。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
議長	< 質疑なし > ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしますが、ご異議ございませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり

(議長)	許可することに決定いたしました。 次に、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、14番 堀江 恒夫 委員をお願いいたします。
14番 堀江 恒夫 委員	7月23日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、親族、親子。転用事業者、●●●氏。農地区分、第1種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで畑、西が道を挟んで田、南が田、北が田。同意書、なし。隣接農地は申請者所有。権利の移転、設定、使用貸借権の設定20年間。転用計画、転用事業者は、現在、妻と子と市外の借家で生活しているが、子の成長に伴い手狭になってきたこと、将来、農業経営を引き継ぐ予定であること及び親の世話も必要になると思われることから、譲受人の実家近くに新たな住宅を建築する計画をしたところ、申請地を取得できるようになり、申請に至った。転用面積、400㎡。転用目的、一般住宅 木造平屋建 129.51㎡。建築面積、138.65㎡。進入路、東側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、地下水 井戸水。排水、合併浄化槽で処理して敷地内浸透処理。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和6年10月1日から令和7年3月31日まで。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。第1種農地であるが、集落接続の住宅として例外許可が相当。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号2番について、8番 黒須 明 委員をお願いいたします。
8番 黒須 明 委員	7月23日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が原野、西が宅地、南が保安林、北が道を挟んで山林。同意書、なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、1,293㎡、うちフェンス内約937㎡。転用面積、1,293㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。12年で黒字見込む。売電単価、税抜11.0円。フェンス内面積が1,000㎡未満のため、土地利用に関する市と

(8番 黒須 明 委員)	の事前協議対象外。非FIT事業。売電先は小売電気事業者である親会社の株式会社●●●。電気売買契約書あり。構造等、パネル170枚、寸法2,278mm×1,134mm。パワーコンディショナー9基。発電出力49.5kW、最大出力93.50kW、年間発電量約10万6千kWh。周囲にフェンス設置。入口、西側。管理計画、株式会社●●●が管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和6年9月20日から令和6年10月20日まで。その他他法令等との関係等、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和6年4月4日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号3番について、18番 大野 悟 委員をお願いいたします。
18番 大野 悟 委員	7月23日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号3及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●株式会社 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が畑、西が宅地、南が道を挟んで宅地、北が道を挟んで畑。同意書、あり。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、小売業等の他太陽光発電事業も行っており、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、1,110㎡、うちフェンス内約995㎡。転用面積、1,110㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。17年で黒字見込む。売電単価、税抜8.5円。非FIT事業。売電先は●●●。構造等、パネル140枚、寸法2,278mm×1,134mm。パワーコンディショナー9基。発電出力49.5kW、最大出力81.90kW、年間発電量約8万9千kWh。周囲にフェンス設置。入口、南側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和6年10月14日から令和6年11月4日まで。その他他法令等との関係等、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和6年4月23日。埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	推進委員の方で、ご意見等ありますか。
9番 大森 悦郎 推進委員	特にありません。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。●●●地区担当 14番 大森 浩之 委員、何かあり

(議長)	ますか。
14 番 大森 浩之 委員	特にありません。
議長	●●●地区担当 2 番 仲澤 清一 委員、何かありますか。
2 番 仲澤 清一 委員	1、2 年作付けされておらず、草が生い茂っていましたが、問題ないと思います。
	< 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしますが、ご異議ございませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 3 議案第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
	次に、日程第 4 議案第 3 号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第 272 号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第 3 号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明させます。
事務局（中山）	議案第 3 号 那須烏山市農用地利用集積計画（第 272 号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 令和 4 年法律第 56 号 附則第 5 条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第 272 号）については、新規 1 件です。利用権の設定を受ける者 1 名、利用権を設定する者 1 名です。利用権の設定面積は、5,440 m ² です。令和 6 年度累計は、108,355 m ² です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等については資料のとおりです。なお、本計画は、令和 6 年 7 月 31 日公告予定です。

議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	＜ 質疑なし ＞
議長	ただいま上程中の、議案第3号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第272号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしますが、ご異議ございませんか。
	＜ 異議なしの声 ＞
議長	異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第272号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。
	次に、日程第5 議案第4号 「令和7年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	＜ 議案第4号 議案書の朗読 ＞
議長	内容について、事務局から説明させます。
事務局長（森林）	＜ 別紙（案）により内容及び経過を説明 ＞
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	＜ 質疑なし ＞
議長	ただいま上程中の、議案第4号 「令和7年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望について」 は、別紙（案）のとおり那須烏山市農業委員会の要望とすることに決定いたしますが、ご異議ございませんか。
	＜ 異議なしの声 ＞
議長	異議なしと認め、日程第5 議案第4号 「令和7年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望について」 は、別紙（案）のとおり那須烏山市農業委員会の要望とすることに決定いたしましたので、

(議長)	(案)を削除願います。 以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。 (午後 2時 35分) 上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。 令和6年7月25日 議 長 5 番 6 番
-------------	--